



National
Parks
of Japan



20211110 JATA国内旅行オンラインセミナー

日本の国立公園

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

岡野 隆宏





本日のお話

1. 日本の国立公園の仕組みと歴史
2. 国立公園満喫プロジェクト
3. 国立公園の新たな取組
4. 今後の展望



1. 日本における国立公園



日本の国立公園(全国で34)



- 1 利尻礼文サロベツ
- 2 知床
- 3 阿寒摩周
- 4 釧路湿原
- 5 大雪山
- 6 支笏洞爺
- 7 十和田八幡平
- 8 三陸復興
- 9 磐梯朝日
- 10 日光
- 11 尾瀬
- 12 上信越高原
- 13 妙高戸隠連山
- 14 秩父多摩甲斐
- 15 小笠原
- 16 富士箱根伊豆
- 17 中部山岳
- 18 白山
- 19 南アルプス
- 20 伊勢志摩
- 21 吉野熊野
- 22 山陰海岸
- 23 瀬戸内海
- 24 大山隠岐
- 25 足摺宇和海
- 26 西海
- 27 雲仙天草
- 28 阿蘇くじゅう
- 29 霧島錦江湾
- 30 屋久島
- 31 奄美群島
- 32 やんばる
- 33 慶良間諸島
- 34 西表石垣



日本の国立公園

～流氷からサンゴ礁まで様々な
風景が広がる日本の国立公園～





自然公園法の目的

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

自然の風景地

優れた自然の風景地
(多様な生態系を包含)

優れた自然
(生態系、希少種・・・)

保護と利用



国立公園の指定要件

(日本の自然公園は3種類)

	指定する者	指定の要件	根拠となる法律	管理責任者	その他の整備・管理者協力者
国立公園	環境大臣	我が国の風景を代表するとともに、世界にも誇りうる自然の大風景地であること	自然公園法	環境省	県、市町村、民間
国定公園	環境大臣	国立公園の景観に準ずる優れた自然の風景地であること	自然公園法	県	市町村、民間 (環境省からの交付金有)
県立自然公園	県知事	都道府県の風景を代表する優れた自然の風景地であること	自然公園法に基づき定める県条例	県	市町村、民間

地域制と営造物型

	地域制自然公園	営造物型自然公園
採用国	<u>日本</u> 、イギリス、イタリア、韓国等	アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス等
特徴	<u>土地所有の有無にかかわらず</u> 、公園管理者が区域を定めて <u>指定</u> し、公用制限を実施(<u>人の暮らしがある</u>)	<u>土地の権原を公園管理者が所有し</u> 、公園専用用地として利用
メリット	公園指定に当たって、土地を取得する必要がなく、 <u>広大な地域の保全が可能</u>	土地は公園専用地であり <u>厳正な自然保護が可能</u> 利用規制もしやすい
デメリット	<u>土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要</u> 厳正な自然保護は困難	<u>古くより稠密な土地利用、土地所有がなされてきた地域では、公園の設定は困難</u>
管理体制	<u>複層的な地域管理</u> 管理体制は国によって様々	<u>一つの機関(政府機関等)が財産として直営管理</u>

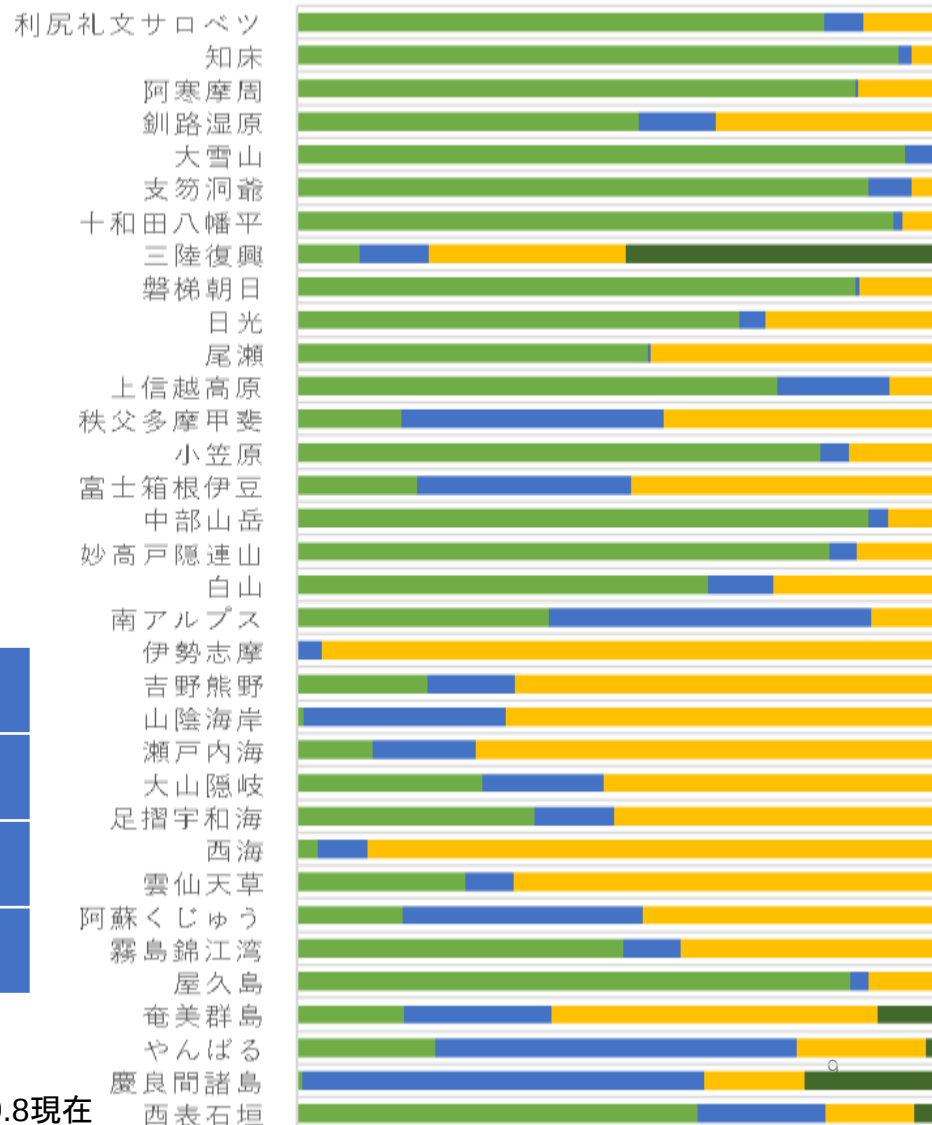
自然公園の土地所有

- 1 / 4は民有地
- 国有地の大部分は国有林（林野庁所管）
- 環境省所管地は集団施設地区の一部等（国有地の約0.6%）

	国立公園	国定公園
国有地	60.3%	43.9%
公有地	12.8%	13.9%
民有地	25.9%	42.1%

平成31年3月31日現在

■ 国有地 ■ 公有地 ■ 私有地 ■ 所有区分不明



H29.8現在

国立公園の誕生

- 1927(昭和2)年 昭和金融恐慌、不況を打開するための国際的観光の振興
- 1929(昭和4)年 「外客誘致のための中央機関設置に関する建議案」可決
- 1931(昭和6)年 国立公園法制定

(提案理由)

「我が国天与ノ大風景ヲ保護開発シ一般ノ利用ニ供スルハ国民ノ保健休養上緊要ナル時務ニシテ且外客誘致ニ資スル所アリト認」

- 欽定憲法(大日本帝国憲法)下の法律、公共目的のための私権の制限
 - 国立公園法第9条
「主務大臣ハ国立公園ノ保護マタハ利用ノ必要アルト認メラレルトキハ其ノ区域内ニ於テ一定ノ行為ヲ禁止若シクハ制限シ又ハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得」
- 日本の国立公園は、「大風景地」・「保護と利用」・「保健休養」・「外客誘致」・「地域制」で誕生、今年90年

国立公園ノ選定ニ関スル方針（昭和6年）

- 国立公園ハ一定ノ標準ニ照シテ厳選シ努メテ其ノ濫設ヲ戒ムベキハ勿論ナリト雖苟モ国立公園トシテノ条件ヲ具備スル箇所ニ付キテハ仮令財政等ノ都合ニ依リ直チニ其ノ公園施設ニ着手シ難キ事情アル場合ニ在リテモ尚之ガ指定ヲ為シ先ヅ以テ其ノ風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ須ク其ノ公園計画ヲ樹テテ官民ノ拠ルベキ所ヲ示スノ要アリ其ノ選定基準ハ左ノ如ク之ヲ定メ**必要条件ヲ具備スル箇所ニシテ成ル可ク多分ニ副次条件ヲ満足セシムルモノヲ採択スルヲ以テ適当ナリト認ム**
- 第一、必要条件
- **我ガ国ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト即チ国民的興味ヲ繋ギ得テ探勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ外ニ対シテモ誇示スルニ足り世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト**
- 上述ノ条件ニ適合スルモノトシテハ左記ニ該当スルモノタルベシ
 - （一）**同一形式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト**
 - （二）**自然的風景地ニシテ其ノ区域広大ナルコト**
 - （三）**地形地貌ガ雄大ナル力或ハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト**

国立公園ノ選定ニ関スル方針（昭和6年）

• 第二、副次条件

（一）自然的素質ガ保健的ニシテ多数人ノ利用ニ適スルモノナルコト

即チ空氣、日光、氣候、土地、水等ノ自然的素質ガ保健的ニシテ多数人ノ登山、探勝、散策、釣魚、温泉浴、野營、宿泊等ノ利用ニ適スルコト

（二）神社仏閣、史跡、天然記念物、自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナルコト

即チ神社仏閣、史跡、伝説等豊カニシテ地質、植物、動物、氣象等自然物又ハ自然現象ニ関シテ稀有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト

（三）土地所有關係ガ公園設置ニ便宜ナルコト

即チ区域内ノ土地ハ御料地、国有地、公有地、社寺有地等ヲ主トシ私有地ヲ包含スル場合ニ在リテハ成ル可ク土地所有者ガ国立公園ニ対シ理解ヲ有シ其ノ設置ニ付便益多キコト

（四）位置ガ公衆ノ利用上有利ナルコト

即チ成ル可ク交通便利ニシテ且全国的分布ノ当ヲ得タル位置ニ存スルコト

（五）水力電気、農業、林業、牧畜、水産、鉱業等各種産業ト風致トノ牴触少キコト

（六）既設ノ公園域施設ガ国立公園計画上有効ニ利用セラルルモノナルト共ニ将来ノ開発容易ニシテ国立公園事業ノ執行上便益多キコト

国立公園選定二関スル方針と公園資料の関係

国立公園選定二関スル方針
(昭和6年9月決定)

国立公園資料
(昭和6年11月調)

第一 必要条件

(一) 同一型式の風景を代表して傑出せること

第五 風景の型式に関する資料

(二) 自然的風景地にしてその区域広大なること

第六 地学的型式に関する資料

(三) 地形地貌が雄大なるか或いは風景が変化に富みて美なること

第一 土地所有別面積表

第二 私有地に関する表

第三 御料林及び国有林に関する表

第四 自然的風致を存する区域に関する表

第五 風景の型式に関する資料

第六 地学的型式に関する資料

第七 風景要素に関する表

第二 副次条件

(一) 自然的素質が保健的にして多数人の利用に適するものなること

第十 温泉調

第十一 気象概況

第十二 利用方法に関する表

(二) 神社仏閣, 史跡, 天然記念物, 自然現象等教化上の資料に豊富なること

第八 史料の分類

第九 史跡名勝天然記念物表

(三) 土地所有関係が公園設置に便宜なること

第一 土地所有別面積表

第二 私有地に関する表

第三 御料林及び国有林に関する表

(四) 位置が公衆の利用上有利なること

第十三 位置及び交通に関する資料

第十四 交通施設概

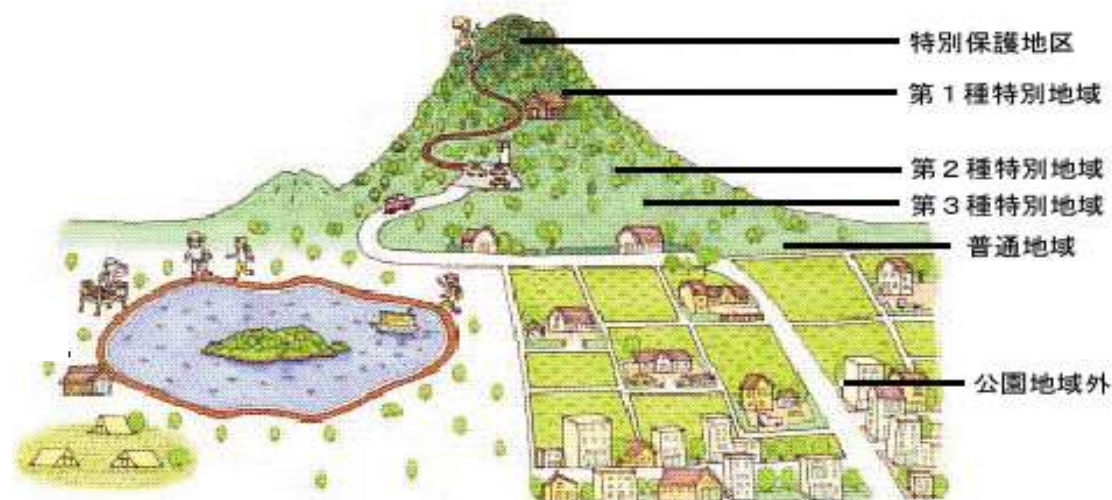
(五) 水力電気, 農業, 林業, 牧畜, 水産, 鉱業等各種産業と風致との抵触少きこと

(六) 既設の公園的施設が国立公園計画上有効に利用せらるるものなると共に将来の開発容易にして国立公園事業の執行上便益多きこと

国立公園委員会「第1回国立公園委員会議事録」及び内務省衛生局「国立公園資料」より作成

国立公園の指定と公園計画

- 保護のためのゾーニング
- 利用のための施設配置

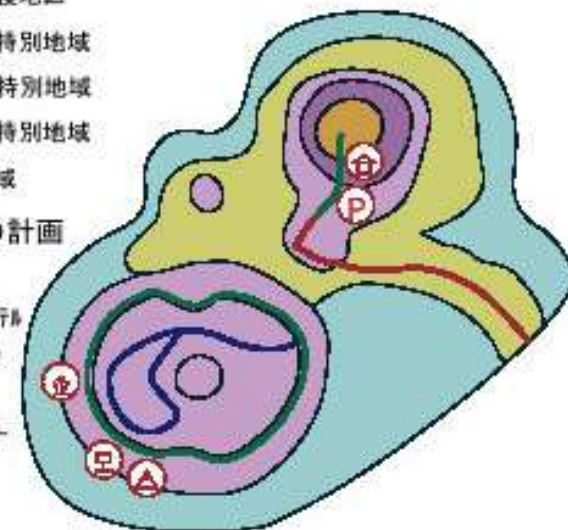


保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・軒
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船



地種区分の概要

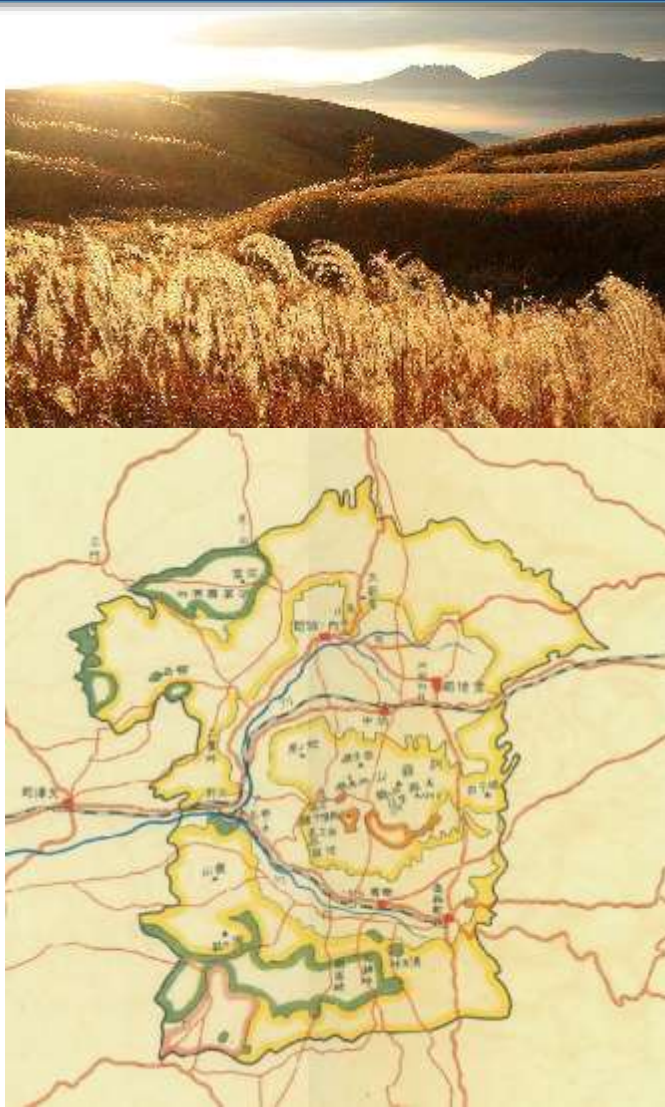
※詳細な審査基準、規制となる行為の対象は地域によって異なる

地種区分	概要	審査基準の例	植生等の例
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：原則不許可	高山植物
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：単木択伐のみ許可	天然林
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。	工作物新築：建坪率、容積率、高さ等の基準に応じて許可 木竹の伐採：2ha以内の皆伐等の基準に応じて許可	二次林
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。	工作物の新築：第2種よりも緩い建坪率、容積率等に応じて許可 木竹の伐採：要件を定めない（大面積の皆伐が可能）	人工林
海域公園地区	優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る海域	工作物新築：原則不許可 ※動植物の採取や動力船の規制はオプション	サンゴ、藻場、干潟、岩礁等
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。	一定規模以上の工作物新築等については届出制	集落、農耕地、海域

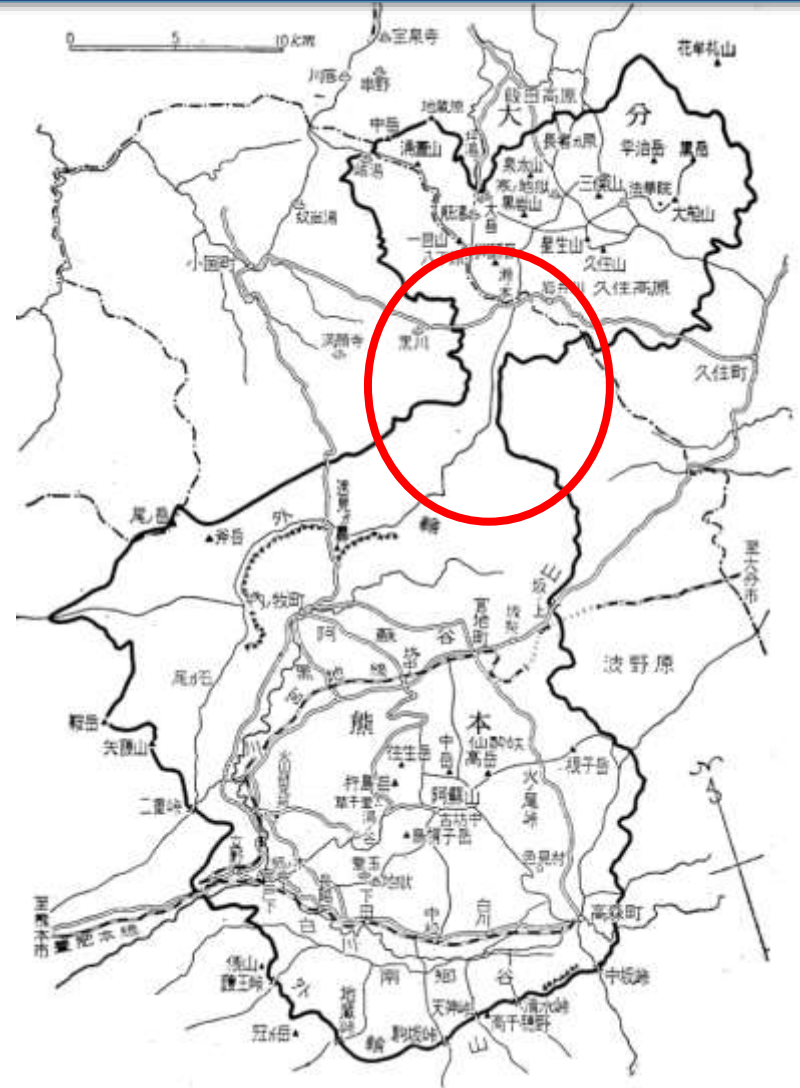
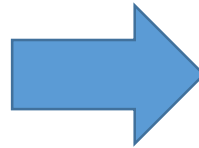


※特保、1特は規制が厳しいことから、固定資産税は非課税とされている

阿蘇くじゅう国立公園指定時にみる区域設定の考え方



図－1 1930年時点の阿蘇国立公園候補地
(内務省衛生局(1930)『国立公園候補地地図』より)



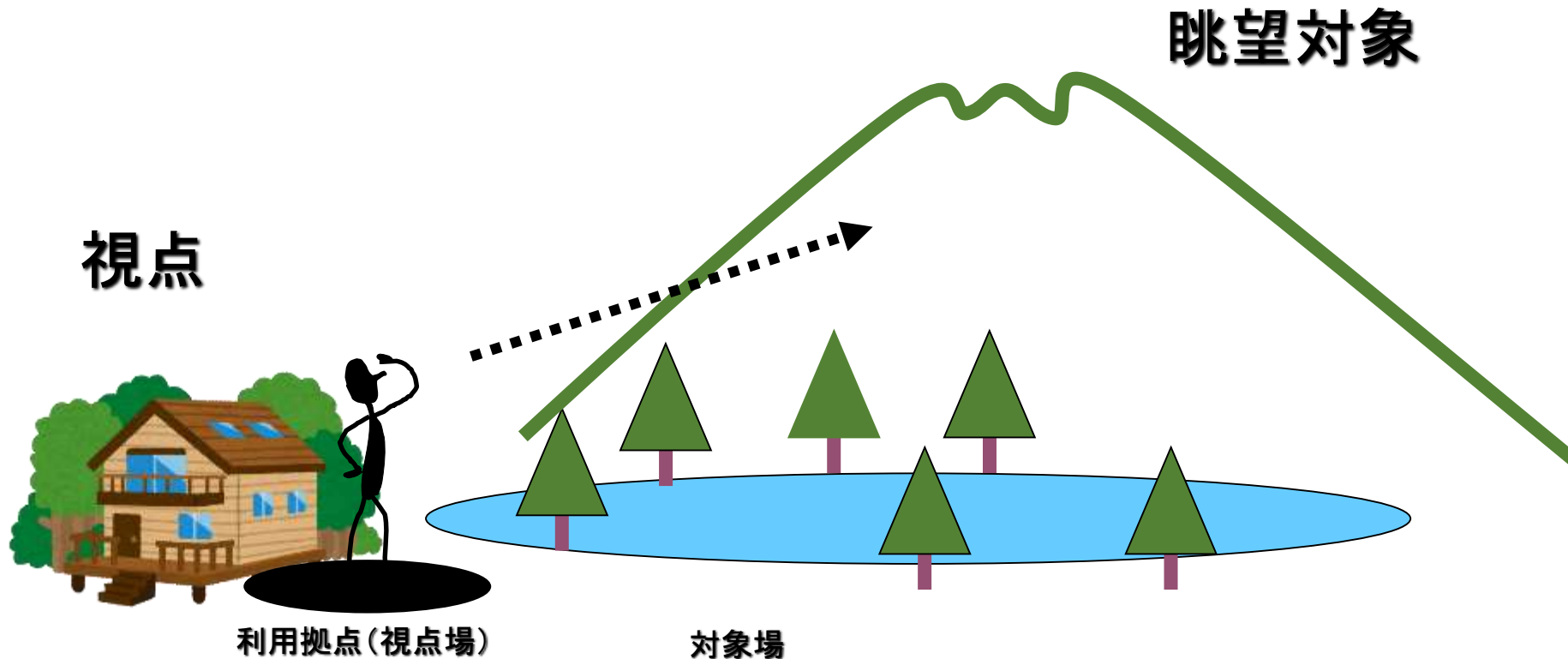
図－2 1934年に指定された阿蘇国立公園の範囲
(田村剛編(1951)『日本の国立公園』より)

国立公園の区域設定に大きな影響を与えた自動車道路計画

- 田村剛による第3回阿蘇調査(1927年7月-8月)
 - 「九重から阿蘇に来る途中では日本一と云って差支ない處の原野の風景を眺める事が出来ます」→**草原景観を高く評価**
 - 米国人は砂漠の風景を嘆美するが、「我国の人々は古来文人画的な山水のみを賞美して、原野とか砂漠などの風景美は味ひませぬが、之れからは趣味をひろめて原野美なども嘆稱するようにあります」
 - 「元来原野は単調なものでありますが、自動車ドライブすると単調を破るものです」→**シークエンス景観(連続的な景観変化)としての草原景観を評価**
- 阿蘇国立公園の区域の決定と指定 (1934年)
 - 「阿蘇で最も雄大な草原美を呈して居ります部分は、北から東に掛けまして久住に連なって居ります、これが最も美しく傑出したものになって居ります、これは遠望するばかりでなく、**阿蘇から自動車道路が出来ますからして、現在は徒歩の連絡でやって居りますが、自動車観光が入ってきます、景観も佳し、また利用上からも前申し上げるような訳で、そういう意味でこの方面の原野を入れました**」

観光自動車道が公園区域設定の決め手に
→1964年 通称「やまなみハイウェイ」として供用開始

景観の捉え方(概念)



利用のための「風景の開発」と「風景の保護」

公園事業施設の例（利用のための施設）

休憩所、宿舎



博物展示施設(ビクターセンター)



公衆便所



歩道(木道)





集団施設地区





日本の国立公園の課題

- 社寺仏閣（日光東照宮、宮島など）
 - 伝統的な町並み（竹富島など）
 - 産業に関わる風景（真珠の養殖筏など）
 - 人為的な植栽（杉並木、桜並木、椿）
 - 半自然草地（阿蘇くじゅうの草原など）
 - 登山道などの施設の維持管理、美化清掃が地域が担っている。
- 人の暮らしと密接な関わり
人が地域に暮らし、生業が営まれることも大切
→日本の国立公園の魅力
- 自然の風景地を保護し、利用することが、国民全体の利益になるという観点から、改変する行為を制約。→「非日常による日常の排除」
 - これまでは物見遊山的周遊観光が主流
 - 利益は外部に流出したり、一部の観光事業者だけにもたらされたりするなど、ほとんどの地域住民が恩恵を感じられない
 - 自然資源の多くは地域にとっては日常的に付き合い、利用してきたもの。
 - 日本の国立公園を適切に保全管理するためには地域との協働が必要で、食や地場産品も含めた地域づくりの視点が求められる。



2. 国立公園満喫プロジェクト

「明日の日本を支える観光ビジョン」ー世界が訪れたい日本へー 概要

平成28年3月30日策定

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
 - ・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
 - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
 - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
 - ・2020年を目途に、原則として全部道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
 - ・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊・民泊の整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
 - ・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・首都圏における観光バス等の受入環境改善
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
 - ・2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
 - ・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・キャッシュレス観光を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
 - ・「JAL・ANA・LCC」を訪日後でも購入可能化
 - ・新幹線開業やJAL・ANA空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現
 - ・2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

【新たな目標】

訪日外国人利用者数	2020年：4000万人	2030年：6000万人	外国人リピーター数	2020年：2400万人	2030年：3600万人
訪日外国人旅行消費額	2020年：8兆円	2030年：15兆円	日本人国内旅行消費額	2020年：21兆円	2030年：22兆円
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年：7000万人泊	2030年：1億3000万人泊			

国立公園満喫プロジェクト

「明日の日本を支える観光ビジョン（2016年3月）」の柱の一つに国立公園が位置づけられる

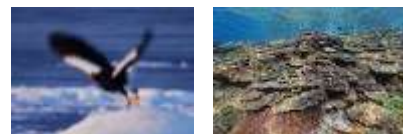
2016年～ 国立公園満喫プロジェクト開始 【訪日外国人の国立公園利用者数】 490万人（2015年）→667万人（2019年）

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る

- ◆ 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ◆ 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。



国立公園を核とした
地域循環共生圏の実現



国立公園の優れた
自然環境

最大の魅力は
自然そのもの

保護

利用

地域の産業の活性化
地域の持続的な発展

地域資源として
自然の価値向上

国立公園の磨き上げ

- ・ 景観改善（廃屋撤去等）
- ・ ビジターセンター等の再整備
- ・ 公共施設の民間開放（カフェ等設置）
- ・ 体験プログラムの充実
- ・ 利用者負担による保全のしくみ
- ・ 多様な宿泊サービス充実



国内外へのプロモーション

- ・ 公式パートナー企業との連携
- ・ SNSや海外メディアの活用
- ・ 旅行博・商談会の参加
- ・ 旅行会社等との情報交換会の開催



国際観光旅客税の活用による取組の強化

（2019年度～）

- ・ 利用拠点の滞在環境の上質化
- ・ 多言語解説の充実
- ・ 魅力あるコンテンツ充実（野生動物観光／グラビング／地場産品／ナイトタイム）
- ・ 日本政府観光局サイトへの一括情報サイト設置
- ・ ビジターセンターの機能強化等

国立公園満喫プロジェクトの基本的な視点①

① 最大の魅力は自然そのもの

- 日本の自然の多様性やその魅力は世界的に際立つ
- 国立公園は、豊かな自然環境を適切に保全し、地域の観光産業をはじめとする様々な生業を支える資源



- 新たに大きな開発を行うのではなく、マイナス要因を取り除くなど、**自然そのものの魅力を生かすことにより利用の推進を図る**



©Okada Sumio



流氷からサンゴ礁までコンパクトに存在、雪の中にいるサル、世界最大の両生類オオサンショウウオなど多様な生態系

② 暮らしや文化とともにある国立公園

- 日本の国立公園は観光地としての価値だけでなく、人の暮らしが息づく場としての価値がある
- 多様な自然を背景として長い間積み上げられてきた地域独自の文化や歴史が魅力



- **地域の観光業者や様々な地域の産業が経済的に持続可能となるモデルを作り上げる**



公園内の居住人口が非常に多い伊勢志摩国立公園、里山・里海として人々の生活と共に自然がある

国立公園満喫プロジェクトの基本的な視点②

③ 体積で考える

- ・ 観光客数だけでなく消費単価や体験の質の高さ・深さを掛け合わせた「**体積**」を大きくすることを目指す
- ・ 自然を活かした**アクティビティ**や丁寧なサービスを充実させ、**滞在時間を延ばし**、**消費単価や満足度を上げる**ための工夫を講じる
- ・ シェアの大きい**国内需要も意識**して進めることが重要



④ 多様なニーズに対応した楽しい国立公園

- ・ 多様な利用者が楽しめる国立公園とするため、民間活力を活かしながら、価格面、内容面で**バラエティのある施設やサービスを提供**する
- ・ **自然環境と調和した高品質高単価のサービスを提供**していくことは、国立公園のブランド価値を高め、地域全体の消費額の引き上げやサービスの質と保護の意識の向上により、すべての**公園利用者と地域住民の満足度の向上**につながる
- ・ 訪日外国人旅行消費額に占める**娯楽サービス費の割合**は諸外国より低く、地域固有の自然や文化等に触れる「楽しい体験」の要素＝**「体験型コンテンツ」の充実等により、滞在の長期化、消費額の向上等を促進**



国立公園満喫プロジェクトの基本的な視点③

⑤ 広域的な視点で考える

- 国立公園を核として、利用者の目線になって広域的な観光圏を形成していくという視点が重要。たとえば以下のような取組が必要
 - ー広域連携DMOと連携した公園外も含めた取組推進
 - ー自然と共生する暮らしが垣間見られるような国立公園へのアクセスルートの設定
 - ー“温泉”や“食”などのコンテンツと一体となったルートやメニューを充実させ、一次産業も含めた地域経済全体を活性化



「ONSEN・ガストロノミー・ツーリズム」への協力

⑥ 利用者目線から現場を改善する

- 利用者目線に立てば誰にでも分かる不満の解消を現場でしっかりと考えて、早急に対策することが必要
 - 例) ーベンチの位置・向き
 - ー多言語対応の質 等
- 基礎的なミスによって、ポテンシャルがあるにも関わらず評価を落としている。簡単な部分の改善から評価は上がっていく。



⑦サステナビリティの視点を取り入れる

- 世界のエコツーリストから見て、さすが日本の国立公園だと思われるような価値・体験を提供することが重要。
 - 例) ーカフェでリユース・リサイクルできるものを使う
 - ー電気自動車やカーシェアリングを取り入れる 等
- **国立公園がサステナブルツーリズムの規範**となるよう、公園でのツーリズムを誘導していくことが重要。



(1) 利用者受入のための基盤整備の進展

- ビジットセンターや展望台、遊歩道の改修等の利用拠点の再整備のほか、トイレの洋式化、ビジットセンター展示解説・案内標識等の多言語化、Wi-Fiの整備等が進み、利用環境が向上
(特に8公園の直轄施設で、ビジットセンター等の改修／新築15箇所、トイレ洋式化23箇所、歩道整備16箇所等)

●利用拠点等の整備



【阿蘇くじゅう】

阿蘇火山博物館（民間施設）内に整備した阿蘇山上ビジットセンター(H31.3)
R2.2には来場者数が**38万人**を突破



【大山隠岐】

野鳥観察できる木道「大山森の遊歩道」
携帯アプリ「大山自然図鑑」も開発



【佐多岬展望台の再整備】

【霧島錦江湾】

【ガイドツアー】

【雄川の滝】

佐多岬を環境省・鹿児島県・南大隅町
で一体的に整備（H31.3）

カフェ・観光案内・ガイドツアー実施
雄川の滝も含め周遊型の利用者数増加

佐多岬は前年比約2倍の約10万人
雄川の滝は前年比約3倍の約16万人
(2018年)

●多言語化の推進

案内解説板やビジット展示等の**分かりやすい多言語化**を実施（当初0箇所→35箇所）
2次元コードを活用したアプリにより、
英・中等複数言語に対応



2次元コードを活用した多言語化

●ビジットセンター等へのWi-Fi導入

（当初0箇所→75箇所）

ほぼ全てのビジットセンター等に
利用無料の公衆無線LAN
(National Park Wi-Fi) を導入



(2) コンテンツの磨き上げ、地域における受入体制の強化や景観の改善

- 国立公園のストーリー性を重視したコンテンツ造成及び販売支援による誘客強化
- ガイド等の人材育成や地域における一元的窓口の設置促進による受入体制の整備、ビジターセンターにおけるアクティビティ情報の発信
- 廃屋撤去（18件）、地域が一体となった利用拠点滞在環境の上質化（R1年度事業化）

●ファムトリップや関係者との連携によるツアー・コンテンツ造成



【日光】

那須岳スノーサイクリング



【阿寒摩周】

光と音響等で演出された夜の森で
自然とアイヌ文化を体感する
夜のコンテンツ「カムイルミナ」



コンテンツ集に23公園、計294コンテンツを掲載（2020）

国立公園HPやOTA掲載、旅行博・商談会にも活用



ビジターセンターに予約機能を備えたデジタルサイネージ等を新たに設置
アクティビティ等の情報を多言語で提供
（18公園 33箇所）

●廃屋撤去と民間事業者の跡地活用



撤去前の廃屋



【大山隠岐】 大山町により廃屋を撤去。新たにカフェや土産物の販売「大山参道市場」を整備



撤去工事の様子



撤去を祝い今後の再生に向けたイベントを実施

【阿寒摩周】

川湯温泉街の廃屋撤去 1 棟を R2.10 に完了。地域の民間事業者等による跡地活用を検討中。



(3) 公共施設民間開放、多様な宿泊サービス充実、民間との連携

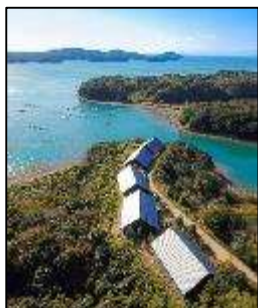
- ・ 民間事業者によるカフェ等の案件形成（9箇所）、野営場の運営に民間ノウハウの活用
- ・ グランピングの導入促進（17事業者と連携。R2年度11件民間事業者を支援）
- ・ 宿舍事業あり方（H30.9）、分譲型ホテル等認可基準（R1.9）→ホテル進出の機運増大
- ・ 環境省所管地の使用許可期間を3年から10年に延長（H29.10）
- ・ オフィシャルパートナーシップ企業 105社、REVIC観光遺産産業化ファンド設立
- ・ 国立公園の直行・周遊バスの新規運行や増便等の二次交通改善の取組数 42箇所

● 公共展望台・ビジターセンターへの民間カフェの導入



英虞湾を一望する展望台と民間の横山天空カフェテラス
横山地域の利用者数65%増加、滞在時間が増加

● 新基準導入による分譲型ホテル認可／上質な宿泊施設



アマネム（伊勢志摩）



ザ・リッツ・カールトン日光

● 公共キャンプ場の運営に民間ノウハウの活用



【阿寒摩周】環境省、北海道、弟子屈町で連携協定を締結し、
2020年度より弟子屈町内の公設野営場を民間事業者
により一括運営

● 国立公園オフィシャルパートナーとの連携



ANA 訪日客向け情報サイト



大朝日放送 豪NZ向けの番組製作・放映



日本旅行「国立公園を感じる旅」

2016年に開始し、112社
と締結。企業と環境省が相
互に協力し、機内誌・ウェ
ブ・施設等でのPR、キャッ
シュレス化等受入環境整備、
旅行商品の造成等の様々な
取組を展開

(4) プロモーション強化

- JNTOサイト内に国立公園サイト（英語）を設置し、同サイトへの誘導を実施
- SNS、各種メディア、旅行博や日本博、新宿御苑「National Parks Discovery Center」等も用いた情報発信による認知向上
- 国立公園統一マーク、ブランドスローガン、国立公園フォントによるブランディング、これらを活かした国立公園の認知向上

●JNTOサイト内の国立公園サイトの設置と誘導



JNTO国立公園サイト Japan's National Parks
予約まで一気通貫で可能に

PV数 R1.2サイト立ち上げ → **196,736PV (R2.4~R3.3)**

←
誘引
ないし
個別媒体
での発信

SNS等

↑ 誘引ないし個別媒体での発信



Facebook
フォロワー数
H29.1立ち上げ
→約**178,000**



Instagram
フォロワー数
H28.10立ち上げ
→約**83,000**



国立公園公式
Youtubeチャンネル
動画再生回数
H29.12開設
→計約**863万回**

※R3.3時点

メディア媒体

BBCでの記事掲載
及び広告バナー
(阿寒摩周等)



クリック数
約**176,000**

JAPAN GUIDE記事掲載
(大山隠岐等)



PV数
約**96,000**

中国ブログ記事投稿
(阿蘇くじゅう等)



エンゲージ数
約**36,000**

●新宿御苑での国立公園情報の発信 ●旅行博の出展や商談会



National Parks Discovery Center



海外バイヤーとの商談会

プロジェクト全体の成果及び指標の達成状況について

- 訪日外国人の利用者数は、2015年（約490万人）から2018年にかけて前年比10%以上と好調な伸びで推移し、**2018年に約694万人、2019年に約667万人まで増加**した。2020年は93万人と新型コロナウイルスの影響を大きく受けることとなった。
- 外国人の国立公園区域内の延べ宿泊者数は2015年約437万人泊から**2019年約539万人泊と23%増加**
- 訪日外国人の国立公園利用者の滞在全体の満足度は、大変満足～やや満足の割合は96.5%。国立公園内での一人あたり旅行消費額は平均61,299円（日本人：25,820円）（いずれも2019年の結果）

国立公園の訪日外国人利用者数の推計

単位：万人

全国を上回る伸び

前年比16%増 前年比4%減

前年比10%増

前年比11%増

前年比
86.1%減
4～12月
数値なし
1～3月
93

2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年

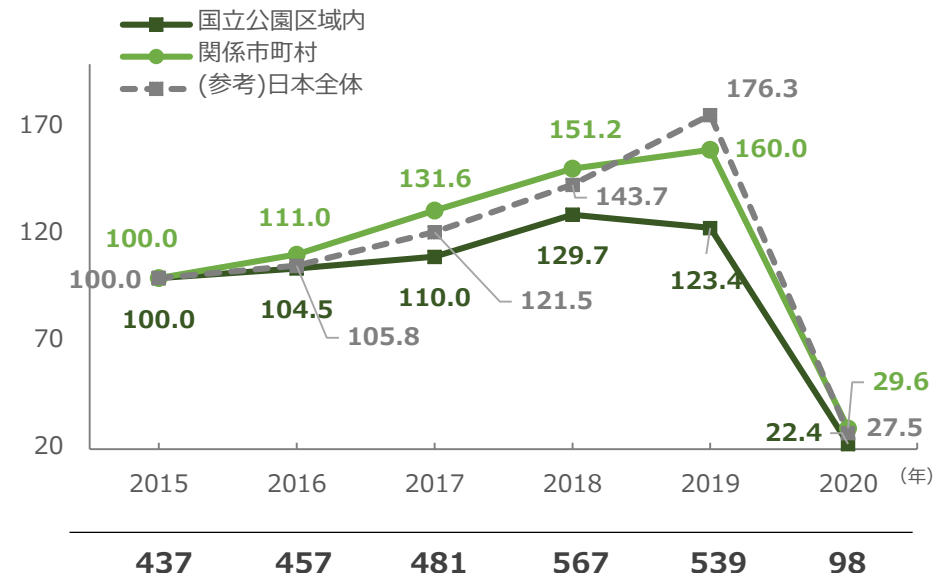
出典：日本政府観光局（JNTO）

※：2019年は韓国客の減少※2や利用者数の約3割を占める中国の伸び率が下がり微減。

※2：観光需要の高い地方エリアへの影響が大きい。冬期の国際定期航空便は、羽田・成田・中部が1.7～14%減だが、地方空港は6割以上の大幅減

外国人延べ宿泊者数の増減

（2015年を100としたときの指数）

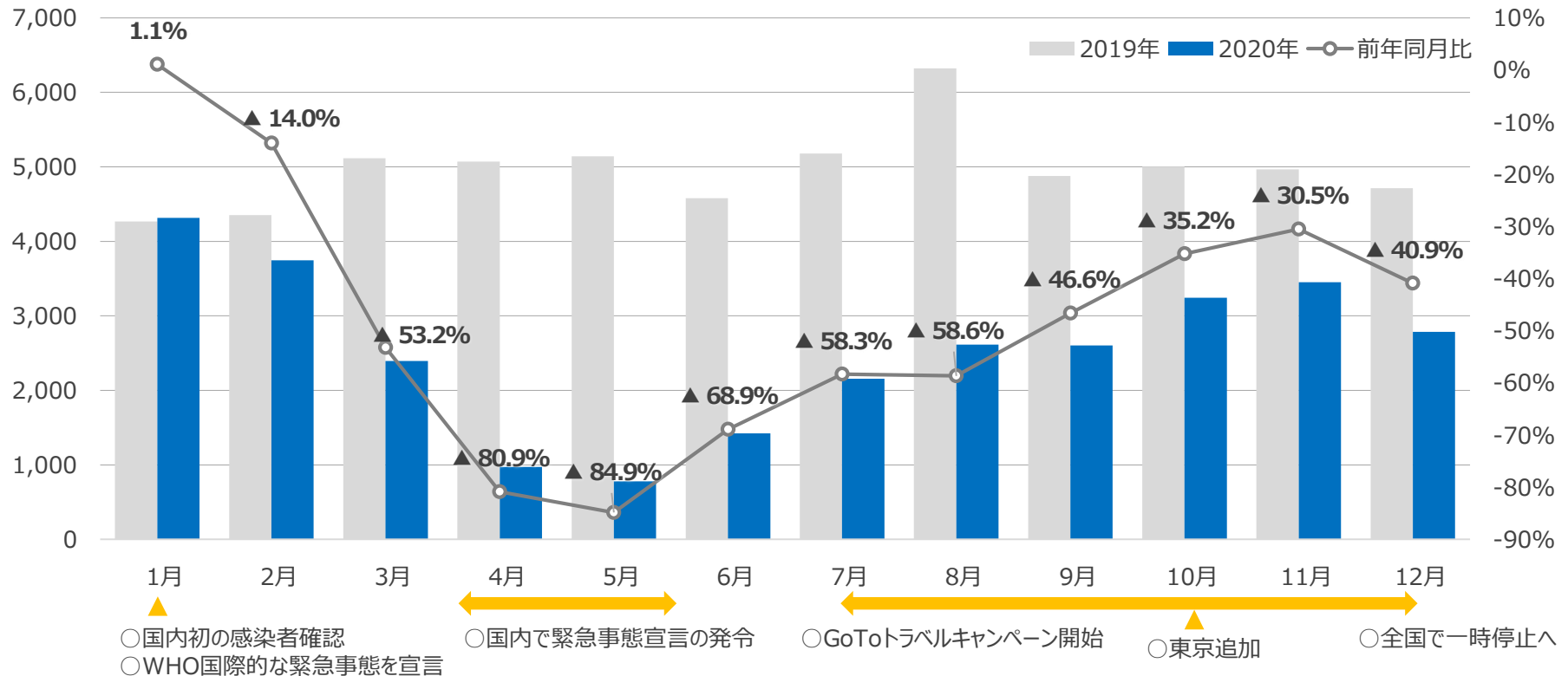


各年の国立公園区域内の延べ宿泊者数（万人）

2020年の日本全体の宿泊者数

- 国内延べ宿泊者数（日本人および外国人）は、国内で感染が拡大した2020年3月以降、大幅に減少し、**5月には前年同月比84.9%減**となった。
- 5月末に緊急事態宣言が全国で解除、7月にGoToトラベルキャンペーンが開始されると、**宿泊者数は徐々に回復し、11月は前年同月比30.5%減**となった。しかし、再びの感染状況の悪化から、GoToトラベルキャンペーンが全国で一時的に停止となり、**12月は前年同月比40.9%減**となった。

国内延べ宿泊者数（単位：万人）

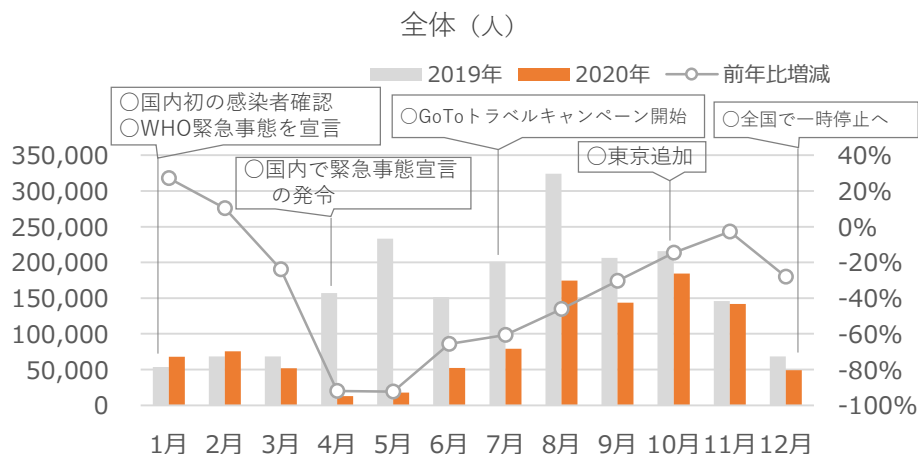


資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」よりJTBF作成

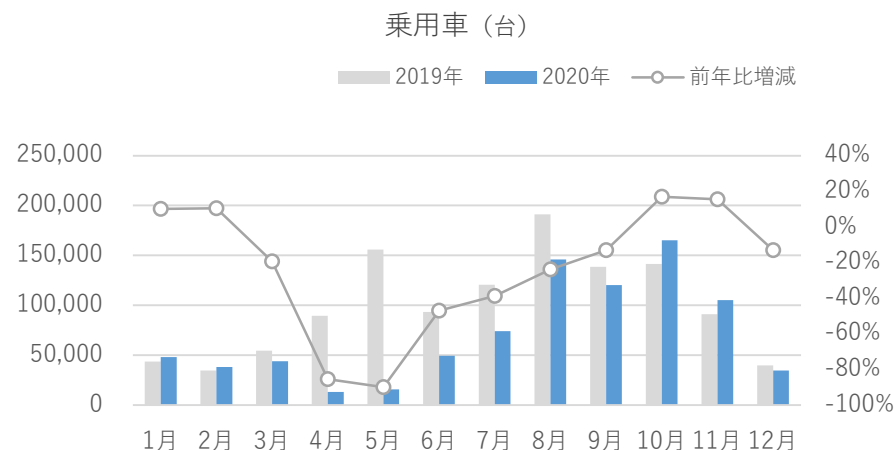
2020年のビジターセンター利用者数

- ビジターセンター利用者は、2020年1月から5月にかけて減少。特に**緊急事態宣言下の4月および5月に大幅減**。
- 駐車場（自然公園財団管理運営）データでは、**乗用車は6月以降、大きく回復**。一方、大型バスやマイクロバスなどの**団体利用の回復は遅く**、8月以降徐々に回復したものの、もっとも回復した10～11月においても前年比5割減にとどまった。
- GoToトラベルキャンペーンの利用が進んだ11月には、**ビジターセンター利用者数および乗用車台数は前年並み以上に回復し、全国の宿泊者数に比べて回復が進んだ**。コロナ禍で自然観光やドライブ旅行への関心が高まったことの表れと考えられる。

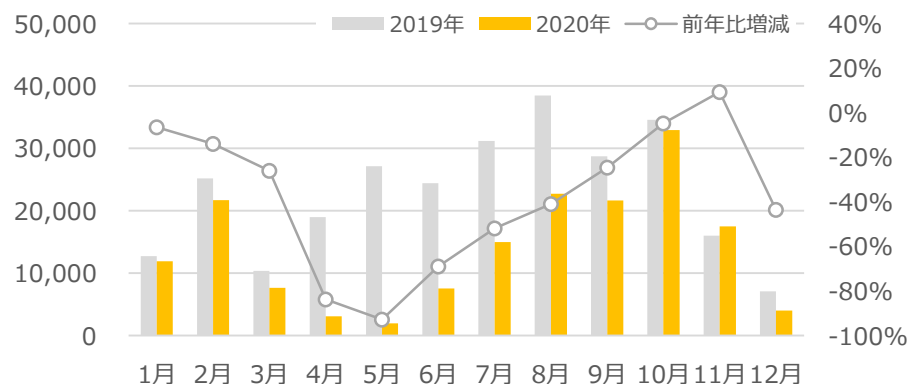
環境省直轄ビジターセンター（うち12施設）の利用者数



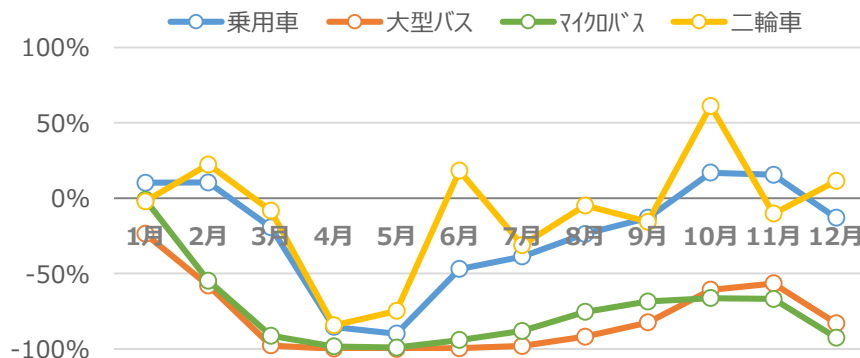
国立公園等（自然公園財団管理駐車場）の入庫状況



（具体例）支笏湖VC（人）



車種別の入庫状況の推移（前年比増減）





3. 国立公園の新たな取組

ゼロカーボンパーク

- 国立公園で自然環境の保全と調和した脱炭素化を加速化することが必要。そのためには、エリア毎の特徴を踏まえ、誘客の視点を取り入れながら、エリア一帯でのボトムアップ的な取組が重要であり、地方公共団体の主体的な関わりが必須。
- 一方、国立公園を有する市区町村のうち、ゼロカーボンシティ表明をしている市町村数は限定的（194市のうち6市、157町のうち14町、54村のうち7村）。
- まずは、地方公共団体の取組意欲の向上を図るとともに、現場最前線である地方環境事務所が伴走して取り組むことが重要。 **R3.3 小泉大臣が施策発表・松本市を第1号登録**

先行してカーボンニュートラルに取り組むエリアを「**ゼロカーボンパーク**」として位置づけ、取組に当たっては、地域循環共生圏づくりプラットフォームやゼロカーボンシティの支援枠組みを基礎として、既存のエネ特事業や自然公園関係事業等の事業をパッケージとして支援。

ゼロカーボンパークに含まれる国立公園関係の項目



ゼロカーボンパークの主要要件

- ・国立公園の自然環境の保全に配慮しつつ、需要側のカーボンニュートラルに向けた具体的な取り組み（利用施設の自家消費型再エネ設備の導入・省エネ改修、モビリティの立つ炭素化等）を行う予定があること。
- ・脱炭素以外にもプラごみ削減などの持続可能な観光地作りに資する取り組みがあること。
- ・具体的な目標設定又は計画・ビジョン等（可能な範囲で2050年までの年限）があること。

国立公園における他の脱炭素化の取組

EV・FCV駐車料金無料キャンペーン

- 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、自然公園財団、国民公園協会、関係地方公共団体等の協力により、令和3年4月より、10 国立公園及び2 国民公園の有料駐車場において、これらの車種の駐車料金の無料化を順次開始



<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/zero-carbon-drive/>

ビジターセンター等の環境省直轄施設での取り組み

- 36箇所のビジターセンターへ太陽光パネルを設置。令和3年度より直轄施設の再エネ電力調達を推進。
- 環境省直轄ビジターセンターにおいて、本年4月から環境配慮型ではないペットボトルの販売を取り止めている。

ビジターセンターへの太陽光導入（支笏洞爺）



EV・FCV利用の優遇措置（マイカー規制&有料道路）

- ・ 国立公園内のマイカー規制区間（19公園36路線）のうち、**富士山の3路線でEV・FCV通行可能の優遇措置を実施中**（乗鞍でも昨年度まで試験的に実施）

対象地区：①富士スバルライン、②富士山スカイライン、③ふじあざみライン

- ー 環境省補助金（H25～28）や国交省補助金により、**15地区以上でEVバス（尾瀬・水上・日光等）を含む低公害車（ハイブリッドやCNG等）を導入済**

※マイカー規制は、環境省を含む関係機関協議会で方針決定⇒道路交通法4条等に基づき都道府県公安委員会が決定。



<https://www.camp-outdoor.com/tozan/fujisan/mycar.shtml>



<https://emira-t.jp/special/11197/>

- ・ 国立公園内有料道路（箱根・伊豆の4路線）でも低公害車半額割引を実施中

国立公園での“自然の感動×ゼロカーボン”温泉地づくり

<概要>

- 地熱利用のうち温泉を活用した熱供給や発電事業は、地域主体で、地域の自然や社会と共存しやすい自律分散型エネルギーとして有望。
- 特に環境省が所管する国立公園内の温泉地において、環境省が事業者と地元の間でのコンサルテーション支援を行いつつ、モデル的に事業を推進。
- これにより、“自然の感動”に加え“ゼロカーボン温泉地”として地域のブランド力をアップ。
- 国立公園外の温泉地についても、地域主導の取組を積極的に支援。



温泉熱を活用したバイナリー発電
(磐梯朝日国立公園)

<具体の手順（R2～）>

- ①熱・発電利用が有望な候補地を全国から洗い出し
- ②地元自治体や観光協会等との調整により、モデル地域を選定
温泉熱・発電利用に関心のある事業者の発掘
- ③事業者とのマッチング、構想実現のための計画策定
- ④補助事業等を活用して詳細設計や施設の整備を開始

国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進

- 新型コロナウイルスの流行以降、感染リスクの低いキャンプ場等の自然志向の高まりとテレワークの定着が進み、**ワーケーションの機運が高まっている。**
- ワーケーションを受け入れるための環境整備を行い、自然の中でクリエイティブに仕事を行うとともに、家族も安心して自然を満喫できる、**国立公園等で「遊び、働く」という新たなライフスタイルを示す。**
- ワーケーション推進に伴う**ロングステイとエコツアーの利用促進により、withコロナ時代の地域経済の支えや平日の観光地の活性化を目指す。**

事業概要

① キャンプ場でのワーケーションの実施



キャンプ場での
ワーケーション



子供向け
プログラム

② 旅館等でのワーケーションの実施



南紀白浜（白浜町）



鉄輪温泉
（別府市）



鳴子温泉郷
（大崎市）

◆ 国立・国定公園、国民保養温泉地のキャンプ場・旅館・ホテル等の事業者、DMO、地域協議会等に対し、以下について支援する。

- ① ワーケーションツアー等の企画、実施
- ③ プロモーションの実施

- ② 子供向けプログラムの企画・実施
- ④ ワーケーションのためのWi-Fi等の環境整備

ワーケーションの分類と訴求

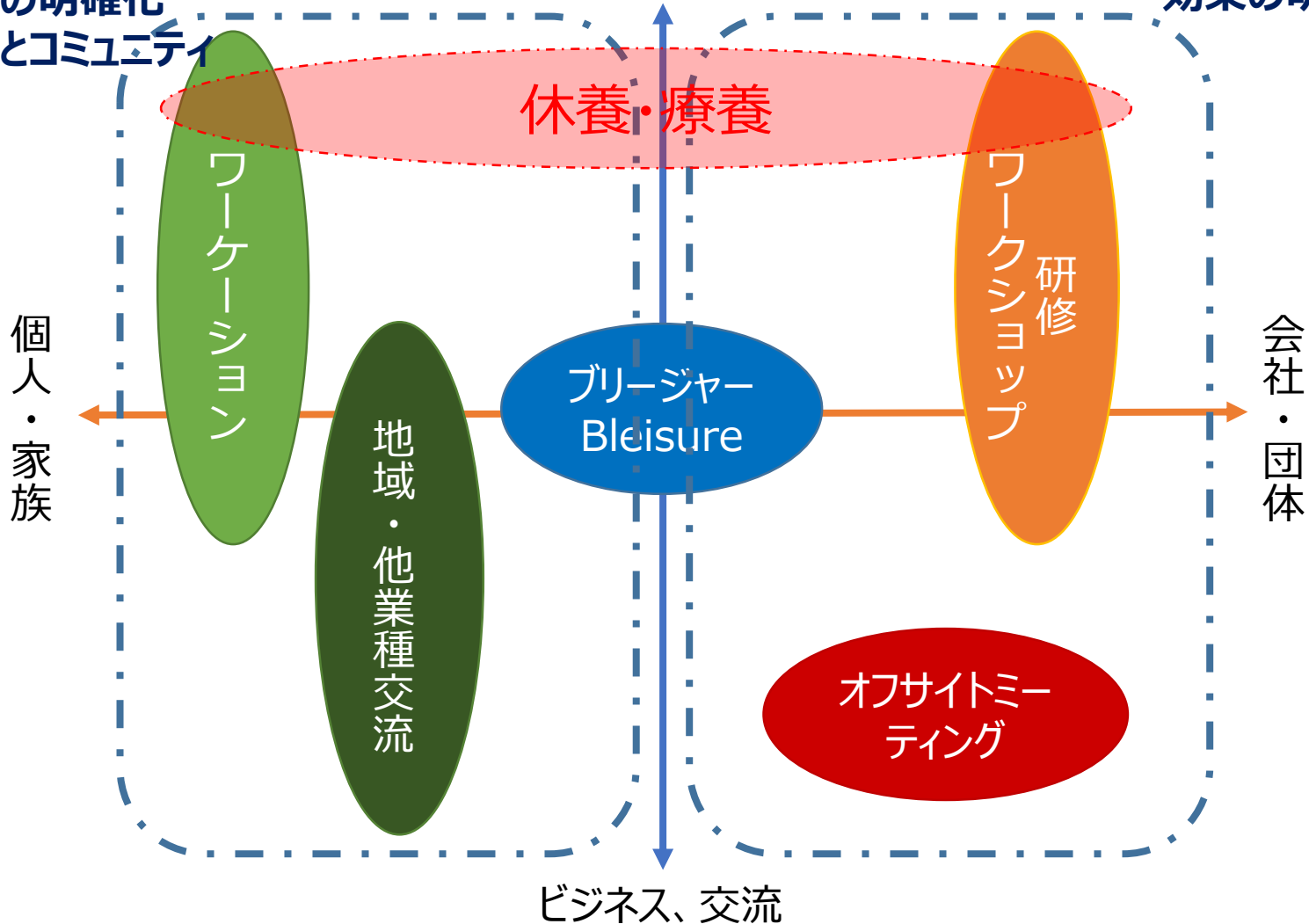
個人に対する訴求

目的の明確化
体験とコミュニティ

レジャー、体験

企業・団体に対する訴求

効果の明確化



国内誘客の強化

国内利用者向けサイト「国立公園に、行ってみよう」

随時コンテンツ拡充中！



国立公園におけるEV・FCV駐車料金無料キャンペーンの取組などを紹介

国立公園内で楽しめるアクティビティを紹介。予約導線までつなげる。

自然公園法の一部を改正する法律案の概要

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針

- 2016年～2020年までのプロジェクト実施により、特に8国立公園で、プロモーション、施設改修、Wi-Fi整備、多言語化等進展したが、「世界水準」の**ブランド力・認知度や、民間と連携した利用の質の向上は不十分**。
- コロナウイルスの影響**により国内外の利用者数が大幅に減少し、**公園事業者の事業継続と雇用維持が課題**。アウトドアレジャーやテレワークの関心高まりによる**新たなライフ＆ワークスタイルの転換が見込まれる**。
- 訪日外国人の今後の回復は不透明だが、**現時点で2030年の政府全体目標は維持**（訪日外国人6000万人）



国立公園満喫プロジェクトを以下の観点から**2021年以降も継続的に実施し、新たな展開を図る**。

基本的な方針

1 ウィズコロナ・ポストコロナの時代への対応
～ワーケーション等～

- **国内誘客の強化**、地域内観光の受け皿として再構築
- **ワーケーションなど国立公園の新しい利用価値**を提供
- コロナ禍での安心・安全で快適に利用できる受入環境整備
- 国立公園のブランディング、多様な利用者層をターゲットにしたコンテンツ充実・情報発信
- 限定体験やキャパシティコントロールの推進による保護と利用の好循環

2 水平・垂直展開
～8公園から全公園へ～

- **全34公園の底上げ・水平展開（法改正も含む制度化検討、総合展開型・個別事業型）**
- **さらなる高みを目指した集中的な取組**による「世界水準のデスティネーション」の実現（保護と利用の好循環、上質なサービス、テーマコンテンツ、周辺地域との広域周遊、サステナブルツーリズム等）
- 先行8公園等は取組継続・成果を生かした誘客
- 国立公園・ロングトレイルの資源の活用・連携

3 これまでの基本的な視点の継続・重視

最大の魅力は自然そのもの／人の暮らし・文化・歴史を有する自然との共生の姿／「体積」で考える／幅広い利用者層に対応／広域的な視点／サステナビリティ

目標・指標

当面の目標
（～2025）

- ・ **自然を満喫できる上質なツーリズムの実現とブランド化**。そのための「質」の目標・指標の設定（延べ宿泊者数、認知度等）
- ・ 新型コロナウイルスによる影響前の**国内利用者の復活**
- ・ 訪日外国人利用者数**1000万人目標を見据えた、同ウイルスによる影響前の訪日外国人利用者の復活**
- ・ 取組を行う公園・地域ごとに個別の目標・指標を設定 ※政府全体目標次第で必要な見直しを検討

長期目標（～2030）政府全体目標を踏まえつつ、上記の「当面の目標」の達成状況をフォローアップする中で検討



4. 今後の展望



目指したい旅の目的地としての「国立公園」

人はなぜ旅をするのか

カーボニュートラル・SDGsという変革の時代の旅とは

☆心がTransformする旅(教化)

→人間は自然の一部、小さな存在であること

→自然に包まれる精神的な安らぎ

→感謝と祈り

☆自然と文化を体感するアクティビティ

☆一つの国立公園で2泊3日以上

☆カーボンニュートラル、プラ削減を体験

☆自然環境保全、野生生物保護への貢献

☆地域活性化への貢献(地場産品)

日本の国立公園のブランドコンセプト

ブランドメッセージ

その自然には、物語がある。

提供価値

多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ること、忘れられない唯一無二の体験ができる。

情緒価値

自然風景・自然体験・文化体験の
多様性に感心する

自然と人の共生で生まれた
歴史や物語が心に響く

機能価値

一期一会の自然風景の
多様性を感じることができる

自然と人々の共生による
生活・文化を体験できる

地域の人々やレンジャーたちが対話
し守ってきた歴史を学ぶことができる

事実・ファクト

同じ公園・同じ場所でも
時によって違う景色を
見せる

多様性に富む34の公園
(動植物、景観)がある

人が手を入れ共生して
きた自然がある

地域性である

地域の資産である

保護し、また利用に係る
整備をしてきた

【気候】 四季がある

【地形】 南北に長く、標高差があり、地形も複雑で狭い国土

【制度】 日本を代表する「傑出した自然の風景地」として国が指定

日本の特徴

参考：平成28年度国立公園満喫プロジェクトプロモーション計画策定等事業実施業務



保護と利用の好循環を目指して

● 予約制と協力金の導入

【蔦沼の紅葉（十和田八幡平）】

展望デッキ上での混雑等について、完全予約制及び協力金制度により利用者数の抑制を行い、日の出時間帯の優れた自然景観の提供体制を試験的に実施



デッキ上の混雑



歩道外への立ち入り

（近年の状況）朝日に照らされた紅葉が美しい蔦沼では人が押し寄せ、オーバーユースによる満足度低下、湿地植生破壊の懸念等が発生

● 野生動物観光の推進

【日本アルプスの野生動物観察（中部山岳）】

高山帯の希少種であるライチョウの観察ルールハンドブックを作成。地元の山岳ガイドがハンドブックを活用し、乗鞍岳で2回のモニターツアーを実施。ツアーコンテンツ造成を図るとともに保護と利用の好循環の仕組みづくりを行政、専門家、観光事業者が連携。





皆さんにお願いしたいこと

① 国立公園の魅力発信

環境省が提供する国立公園の魅力を伝える動画・画像・リーフレットなどの情報発信ツールを用いて、各社媒体・施設において顧客を中心に国立公園の魅力発信に協力してください。

② 自然体験等コンテンツの紹介・販売

国立公園を目的地化するために、自然体験等コンテンツやこれを含む旅行商品の紹介・販売をお願いします。

③ 社内での国立公園の普及

社内報等により、国立公園の紹介や御社の取組の周知を行うことを通じて社内で国立公園に対する理解を高めてください。また、旅行の目的地やワーケーション先として国立公園の利用を進めてください。

(必要であれば環境省職員がレクチャーに伺います)

④ 適正な価格での旅行商品の販売、協力金への参加



オフィシャルパートナープログラムの趣旨

本プログラムは、環境省と企業・団体（以下「企業等」という。）が相互に協力し、**日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信し、国内外からの国立公園利用者の拡大を図ることで、**内外の人々の自然環境の保全への理解を深めるとともに、国立公園の所在する地域の活性化につなげるために実施するものです。

- 国立公園の魅力発信
- 国立公園の紹介・誘客
- 国立公園の自然体験等コンテンツやこれを含む旅行商品の紹介・販売
- 国立公園の魅力的な自然体験コンテンツの造成
- 国立公園の環境保全
- 国立公園の管理運営への支援（資金・物品提供）
- 国立公園における自然体験イベント等の開催